

被 処 分 者	認 定 番 号	新潟県公安委員会 第460583号
	自 動 車 運 転 代 行 業 者 の 名 称 又 は 記 号	運転代行サービスイレブン
	主たる営業所が所在する市町村	五泉市
処 分 年 月 日		令和８年８月31日
処 分 内 容		令 和 ８ 年 ８ 月 31 日 営業停止（停止期間 の 30 日間） 令 和 ８ 年 ９ 月 29 日
処 分 理 由		累積点数
根 拠 法 令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第23条第１項 同法施行令第５条第１項第２号
処分を行った公安委員会		新潟県公安委員会